

			号 措置法規 則17条 1 項 3 号ト	
④			措置法34 条 2 項 4 号 措置法規 則17条 1 項 4 号	 (. . . . 地方公共 団体及び 都市基盤 整備公団)
⑤	(イ) (ロ)		措置法34 条 2 項 5 号 措置法規 則17条 1 項 5 号	
⑥			措置法34 条 2 項 6 号 措置法規 則17条 1 項 6 号	

別表 4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
① . . . (. . . (	. . . (. . . (			1 . .

			号 措置法規 則17条 1 項 2 号ト	
⑦			措置法34 条 2 項 3 号 措置法規 則17条 1 項 3 号	 (. . . . 地方公共 団体及び 住宅・都 市整備公 団)
⑧	(イ) (ロ)		措置法34 条 2 項 4 号 措置法規 則17条 1 項 4 号	
⑨			措置法34 条 2 項 5 号 措置法規 則17条 1 項 5 号	

別表 4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
① . . . (. . . (	. . . (. . . (			1 . .

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
・ ・ ・ ・ ・)、 <u>都市基盤整備公団</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・)、 <u>都市基盤整備公団</u> ・ ・ ・ ・ ・)			(・ ・ ・ 及び <u>都市基盤整備公団</u> ・ ・) ・ ・ ・ 2 ・ ・	・ ・ ・ ・ ・)、 <u>住宅・都市整備公団</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・)、 <u>住宅・都市整備公団</u> ・ ・ ・ ・ ・)			(・ ・ ・ 及び <u>住宅・都市整備公団</u> ・ ・) ・ ・ 2 ・ ・
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
<u>2 の 2</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ (・ ・ ・ 及び <u>都市基盤整備公団</u> ・ ・ ・) ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・		<u>③</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (・ ・ ・ 及び <u>住宅・都市整備公団</u> ・ ・) ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
<u>2 の 3</u> ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・		<u>④</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
<u>2 の 4</u> ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・		<u>⑤</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
<u>2 の 5</u> ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・		<u>⑥</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
<u>③</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 平成12年12月31日 までの間に、買い 取られる場合	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (以下 <u>3 の 2</u> において ・ ・ ・ ・) (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	<u>⑦</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 平成12年12月31日 までの間に、 <u>国土 利用計画法第14条 第1項《許可》の 規定による許可を 受けて買い取られ</u>	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (以下 <u>7 の 2</u> において ・ ・ ・ ・) (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) 次に掲げる場合 の区分に応じそれ ぞれ次に定める書	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・

						る場合又は同法第23条第1項若しくは第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）《届出》の規定による届出をし、かつ、同法第24条第1項、第27条の5第1項若しくは第27条の8第1項《勧告》の勧告を受けないで買い取られる場合	類 A 国土利用計画法第14条第1項の許可を受けて当該土地等が買い取られる場合 当該許可に係る通知の文書の写し B 国土利用計画法第23条第1項又は第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の届出をして当該土地等が買い取られる場合 当該届出につき同法第24条第1項、第27条の5第1項又は第27条の8第1項の勧告をしなかった旨を証する書類の写し	都道府県知事		
(イ) (ロ) (ハ) (二) (ホ) (ヘ)						(イ) (ロ) (ハ) (二) (ホ) (ヘ)				
3 の 2 平成12年12月31日までの間に、買い取られる場合	(イ) (ロ) (ハ)					7 の 2 平成12年12月31日までの間に、国土利用計画法第14条第1項《許可》の規定による許可を受けて買い取られ	(イ) (ロ) (ハ) (二) 上記⑦の(ハ)のA又はBに掲げる場合の区分に応じそれぞれA又はB	 都道府県知事（指定都市に		

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
(イ) (ロ) (ハ)					る場合又は同法第 23条第1項若しく は第27条の4第1 項（第27条の7第 1項において準用 する場合を含む。 ）《届出》の規定 による届出をし、 かつ、同法第24条 第1項、第27条の 5第1項若しくは 第27条の8第1項 《勧告》の勧告を 受けないで買い取 られる場合 (イ) (ロ) (ハ)	に定める書類	あつて は、そ の長)		
3の3 平成12年12月31日 までの間に、買い 取られる場合	(イ) (ロ)				7の3 平成12年12月31日 までの間に、国土 利用計画法第14条 第1項《許可》の 規定による許可を 受けて買い取られ る場合又は同法第 23条第1項若しく は第27条の4第1	(イ) (ロ) (ハ) 上記⑦の(ハ)の A又はBに掲げる 場合の区分に応じ それぞれA又はB に定める書類	 都道府 県知事 (指定 都市に あつて は、そ の長)		

					項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）《届出》の規定による届出をし、かつ、同法第24条第1項、第27条の5第1項若しくは第27条の8第1項《勧告》の勧告を受けないで買い取られる場合				
(イ)					(イ)				
(ロ)					(ロ)				
(ハ)					(ハ)				
(ニ)					(ニ)				
(ホ)					(ホ)				
④ 地方道路公社、都市基盤整備公団					⑧ 地方道路公社、住宅・都市整備公団				
⑤					8 の 2				
⑥				 (. . . . 地方公共団体及び都市基盤整備公団 . . .)	⑨				 (. . . . 地方公共団体及び住宅・都市整備公団 . .)
⑦	(イ)			1	9 の 2	(イ)			1

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
(イ) (ロ) (ハ) A B C	(ロ) A B			2 . . .	(イ) (ロ) (ハ) A B C	(ロ) A B			2 . . .
⑧ (イ) (ロ) (ハ) A B	(イ) (ロ) A B			1 . . . 2 . . .	9 の 3 (イ) (ロ) (ハ) A B	(イ) (ロ) A B			1 . . . 2 . . .
⑨ (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) A B			. . .	9 の 4 (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) A B			. . .
⑩ (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) A B C (A) (B)	. .		1 . . (1) . . (2) . . 2 . . (地方 公共団 体及び 都市基 盤整備 公団・	⑩ (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) A B C (A) (B)	. .		1 . . (1) . . (2) . . 2 . . (地方 公共団 体及び 住宅・ 都市整 備公団

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
				□ ・ ・ 八 ・ ・ 地方公 共団体 、中小 企業総 合事業 団 ・ ・ (2) ・ ・ イ ・ ・ □ ・ ・ 2 ・ ・ (1) ・ ・ (2) ・ ・					□ ・ ・ 八 ・ ・ 地方公 共団体 、中小 企業事 業団 ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ イ ・ ・ □ ・ ・ 2 ・ ・ (1) ・ ・ (2) ・ ・
11 の 3 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) 当該事業が中小 企業総合事業団法 ・ ・ ・ ・ ・ (二) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 ・ ・ (1) ・ ・ イ ・ ・ 地方公 共団体 又は中 小企業 総合事 業団 ・ ・ ・ ・ □ ・ ・ 八 ・ ・ 地方公 共団体	11 の 3 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) 当該事業が中小 企業事業団法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (二) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 ・ ・ (1) ・ ・ イ ・ ・ 地方公 共団体 又は中 小企業 事業団 ・ ・ ・ ・ ・ ・ □ ・ ・ 八 ・ ・ 地方公 共団体

				、中小 企業總 合事業 団・・・ (2)・・・ イ・・・ ロ・・・ 2・・・ 3・・・ (1)・・・ (2)・・・ (3)・・・
--	--	--	--	---

				、中小 企業事 業団・・・ (2)・・・ イ・・・ ロ・・・ 2・・・ 3・・・ (1)・・・ (2)・・・ (3)・・・
--	--	--	--	---

~~~~~  
~~~~~

~~~~~  
~~~~~

⑫・・・	(イ)・・・	・・・	・・・	1・・・
(イ)・・・	(ロ)・・・	・・・		(1)・・・
(ロ)中小企業総合事業団法第21条・・・				(2)・・・
・・・				・・・
(ハ)・・・				当該事業が中小企業総合事業団法第21条・・・
				(3)・・・
				2・・・
				(1)・・・
				(2)・・・
				(3)・・・
				(4)・・・

⑫・・・	(イ)・・・	・・・	・・・	1・・・
(イ)・・・	(ロ)・・・	・・・		(1)・・・
(ロ)中小企業事業団法第21条・・・				(2)・・・
・・・				・・・
(ハ)・・・				当該事業が中小企業事業団法第21条・・・
				・・・
				(3)・・・
				2・・・
				(1)・・・
				(2)・・・
				(3)・・・
				(4)・・・

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
⑭ . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . . . .	. . . . .		130の2 . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . . . .	. . . . .	
⑮ . . . . . . . . . . 地方道路公社、都 市基盤整備公団又 は . . . . .	. . . . .	. . . . .	. . . . .		⑭ . . . . . . . . . . 地方道路公社、住 宅・都市整備公団 又は . . . . .	. . . . .	. . . . .		
⑯ . . . . .	. . . . .	. . . . .	. . . . .		⑮ . . . . .	. . . . .	. . . . .	. . . . .	
⑰ . . . . .	. . . . .	. . . . .	. . . . .		⑯ . . . . .	. . . . .	. . . . .	. . . . .	
⑱ 民間都市開発の 推進に関する特別 措置法附則第14条 第2項第4号に規 定する道路となる べき区域内の次の 要件を満たす土地 等が、同項の規定 により建設大臣の 承認を受けて同号 に掲げる業務を行 う同法第3条第1 項に規定する民間 都市開発推進機構	(イ) 当該土地等を 買い取った者が 民間都市開発推 進機構である旨 を証する書類 (ロ) 当該土地等に ついて行われる 道路の整備に関 する事業につき 都市計画法第59 条の認可がされ ていない旨を証 する書類 (ハ) 当該道路の用	建設大 臣  建設大 臣  建設大	措置法34 条の2 2項18号 措置法規 則17条の 2 1項 23号		(新 設)				

に買い取られる場合	に供するために	臣		
(イ) 法第34条の2第2項第18号に規定する道路の用に供するために当該土地等を同号に規定する民間都市開発推進機構による当該買取りの日から5年以内に取得することにつき当該道路を管理すべき者の同意があること。	当該道路を管理すべき者が当該土地等を機構による当該買取りの日から5年以内に取得することにつき当該道路を管理すべき者の同意がある旨を証する書類			
(ロ) 当該土地等について行われる法第34条の2第2項第18号に規定する道路の整備に関する事業につき都市計画法第59条の認可がされていないこと。				
①9 . . . . .	. . . . .		措置法34	1 . . . .
(イ) . . . . .	(イ) . . . . .	. . . .	条の2	2 . . . .
(ロ) . . . . .	(ロ) . . . . .		2項18号	
(ハ) . . . . .	A . . . . .	. . . .	措置法規	
	B . . . . .	. . . .	則17条の2 1項24号	

16の2	. . . . .		措置法34	1 . . . .
(イ) . . . . .	(イ) . . . . .	. . . .	条の2	2 . . . .
(ロ) . . . . .	(ロ) . . . . .		2項18号	
(ハ) . . . . .	A . . . . .	. . . .	措置法規	
	B . . . . .	. . . .	則17条の2 1項23号	

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
②① . . . . .、 都市基盤整備公団 . . . . .	(イ) . . . . .、 都市基盤整備公団 . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . .	措置法34 条の2 2項20号 措置法規 則17条の 2 1項 25号	. . . . ・及び都 市基盤整 備公団・ . . . .	①⑦ . . . . .、 住宅・都市整備公 団 . . . . .	(イ) . . . . .、 住宅・都市整備公 団 . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . .	措置法34 条の2 2項19号 措置法規 則17条の 2 1項 24号	. . . . ・及び住 宅・都市 整備公団 . . . .
②① . . . . .	. . . . .	. . . .	措置法34 条の2 2項21号 措置法規 則17条の 2 1項 26号イ		①⑧ . . . . .	. . . . .	. . . .	措置法34 条の2 2項20号 措置法規 則17条の 2 1項 25号イ	
21の2 . . . . .	. . . . .	. . . .	措置法34 条の2 2項21号 措置法規 則17条の 2 1項 26号ロ		①⑨ . . . . .	. . . . .	. . . .	措置法 34 条の2 2項20号 措置法規 則 17条の 2 1項 25号ロ	
②② . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B 店舗型性風俗	(イ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . . . . . .	措置法34 条の2 2項22号 措置法規 則17条の	1 . . . . 2 「店舗 型性風 俗特殊 営業」	②③ . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B 風俗関連営業	(イ) . . . . . A . . . . . B . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . . . . . .	措置法34 条の2 2項21号 措置法規 則17条の	1 . . . . 2 「風俗 関連営 業」と は、・

特殊営業（ 2 ）・・・第1項《店舗型性風俗特殊営業の禁止・》・・・当該店舗型性風俗特殊営業の営業所   C 店舗型性風俗特殊営業・・・   ・・・当該店舗型性風俗特殊営業の営業所   D   (ハ) ・・・   (二) ・・・   (ホ) ・・・   (ヘ) ・・・		2 1 項 27号	とは、   ・・・   に規定する店舗型性風俗特殊営業をいい   ・・・   第2項又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第55号）附則第4条第22項《店舗型性風俗特殊営業に関する経過措置》の規定の・・・	( 2 )・・・   第1項《風俗関連営業の禁止・・・・》・・・   ・・・当該風俗関連営業の営業所・・・   C 風俗関連営業   ・・・   ・・・当該風俗関連営業の営業所・・・   D   (ハ) ・・・   (二) ・・・   (ホ) ・・・   (ヘ) ・・・		2 1 項 26号	・・・   ・・・   に規定する風俗関連営業をいい   ・・・   ・・・   第2項《風俗関連営業に関する経過措置》の規定の・・・   ・・・   3 ・・・   4 ・・・   5 ・・・   6 ・・・   7 ・・・	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				. . . . 3 . . . . 4 . . . . 5 . . . . 6 . . . . 7 . . . .					
㉓ . . . . .	. . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . 措置法 令第22条の8第 30項各号 . . . B . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . .	措置法34 条の2 2項23号 措置法規 則17条の 2 1項 28号	. . . . (1) . . (2) . .	㉒ . . . . .	. . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . 措置法 令第22条の8第 29項各号 . . . B . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . .	措置法34 条の2 2項22号 措置法規 則17条の 2 1項 27号	. . . . (1) . . (2) . .
㉔ . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . .	措置法34 条の2 2項24号 措置法規 則17条の 2 1項 29号		㉒ . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . .	措置法34 条の2 2項23号 措置法規 則17条の 2 1項 28号	
㉕ . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . .	措置法34 条の2 2項25号 措置法規 則17条の 2 1項		㉓ . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . .	措置法34 条の2 2項24号 措置法規 則17条の 2 1項	

30号

別表 5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
④ . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . 土地の上に存する権利...次のいずれかの書類 (A) . . . . . (B) . . . . . B . . . . . 土地の上に存する権利...次の書類 (A) . . . . . (B) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	

(削除)

29号

別表 5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
④ . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . 土地の上に存する権利 (A) . . . . . (B) . . . . . B . . . . . 土地の上に存する権利 (A) . . . . . (B) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	

⑩ 土地等( 1 ) につき農用地整備 公団法第19条第1 項第1号イ《業務 の範囲》の事業( 2 )が施行され	左記の事業に係る 農用地整備事業実施 計画において準用す る土地改良法第8条 第5項第2号若しくは 第3号《審査及び	農用地 整備公 団の長	措置法34 条の3 2項6号 措置法規 則18条3 項10号	1「土地 等」とは 、農用地 整備公団 法第19条 第1項第
----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------	-------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------